

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 条例

○埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

○埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

○文書管理・財務会計・旅費システム運用サポート業務に係る落札者の公示

○職員情報関連システムのサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告

○システム調整室

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退

○大規模小売店舗の新設に関する公示

○小川都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧

○小川都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

○小川都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧

○開発行為に関する工事の完了公告

○県道薄小森線の区域の變更

○秩父県土

○埼玉県教育委員会定例会の招集  
（教委・総務課） 一〇

○秩父県土  
（杉戸県土） 一〇

## 条例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県条例第五十三号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

### 附則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県条例第五十四号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十五条第一項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

### 附則

この条例中第九条第一項の改正規定は学校教育法等の一部を改正する法律（平成

十九年法律第九十六号)の施行の日から、その他の規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 e p 2 1

三 代表者の氏名

高瀬 広子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区指扇領辻一四

六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地球及び地域レベルの環境問題を解決するため、広く市民・企業・行政と共にネットワークを組み、未来へより良い環境を手渡す為の社会貢献することを目的とする。

埼玉県告示第四百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 e p 2 1

satamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団

三 代表者の氏名

愛川 敬武

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市中原町二丁目十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、自然環境に係る調査・研究を行い、また自然環境の保全に関心のある者を対象にした植物観察会などを実施するとともに、埼玉県内の自然環境の保全活動に広く資することを目的とする。

埼玉県告示第四百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア太平洋支

書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア太平洋支

援くらぶ

三 代表者の氏名

櫻井 周作

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町三丁目二十番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・傷病者などに、保健の観点から無添加食品、無農薬野菜等を提供することを目的とし、これに寄与する。また、日本国内の在外国人を多目的支援(就労・語学・住居等)することにより、地域安定を目的とし、アジア地域(貧困地)においては、学費などを負担することにより、健全な場を提供することを目的とし、これに寄与する。

埼玉県告示第四百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年九月二十八日  
二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人木の家だいきの会

三 代表者の氏名  
鈴木進

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市東町十一番一―千七百

五 定款に記載された目的  
この法人は、住まい手と山(木材産

地)とのネットワークによるいえづくり、武蔵野の風土に根ざしたいいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり(以下「木の家だいきのいえづくり」という。)、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

埼玉県告示第四百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる会

三 代表者の氏名  
大澤 啓之

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡嵐山町大字古里七百六

十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、支えあえる人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、すべての人達が生き活きと楽しく生活できる地域社会作りを寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

文書管理・財務会計・旅費システム  
運用サポート業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター職員  
支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社KSK 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

262,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成19年7月17日

埼玉県告示第四百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十月九日

1 調達内容  
埼玉県知事 上田清司

(1) 購入等件名及び数量

職員情報関連システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年1月25日(金)から5年間。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部システム調整室長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室職員情報関連システム開発担当 榎本、菅原 電話048-830-2262(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年10月26日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジアム

イ 日時

平成19年10月16日(火) 午前10時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジアム

イ 日時

平成19年11月20日(火) 午前10時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室職員情報関連システム開発担当

イ 受領期限

平成19年11月19日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する

場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年10月26日(金)までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。  
(4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server equipment regarding integrated personnel management and information system.

(2) Deadline for Submissions:

By mail: 5:00 p.m., November 19, 2007

In person: 10:00 a.m., November 20, 2007

(3) Contact Information:

Systems Adjustment Office, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Telephone 048-830-2262

埼玉県告示第四百七十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に

より医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 診療科名 医療機関 名称 医療機関の所在地 指定年月日

小池智明 視覚障害 眼科 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 上尾市柏座二一〇一〇 平成十九年九月十日

島田佳明 視覚障害 眼科 埼玉医科大学病院 人間郡毛呂山町毛呂本郷三八

奥田恵美 視覚障害 眼科 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院 和光市諏訪二一一 同

熊谷謙次郎 視覚障害 眼科 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院 和光市諏訪二一一 同

石崎綾乃 視覚障害 眼科 深谷赤十字病院 深谷市上柴町西五一八一 同

野口高昭	野口高昭	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市上岩瀬五五一	平成十九年九月十日
佐内明子	佐内明子	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	さない耳鼻科クリニック	朝霞市仲町一―二―三二	同
高柳博幸	高柳博幸	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇―四七―一	同
小島千絵	小島千絵	聴覚障害、平衡機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団 堀ノ内病院	新座市堀ノ内二―九―三一	同
三宅直之	三宅直之	音声・言語機能障害	リハビリテーション科	医療生協さいたま 老人保健施設さんどめ	所沢市中富一六一七	同
鈴木圭輔	鈴木圭輔	肢体不自由	神経内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
森秀生	森秀生	肢体不自由	神経内科	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	越谷市袋山五六〇	同
長谷川岳弘	長谷川岳弘	肢体不自由	整形外科	医療法人 埼玉成恵会病院	東松山市石橋一七二一	同
福本恵三	福本恵三	肢体不自由	整形外科	医療法人 埼玉成恵会病院	東松山市石橋一七二一	同
狩谷哲	狩谷哲	肢体不自由	整形外科	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五	同
三宅直之	三宅直之	肢体不自由	リハビリテーション科	医療生協さいたま 老人保健施設さんどめ	所沢市中富一六一七	同
西川秀人	西川秀人	肢体不自由	神経外科	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五	同
関根成郎	関根成郎	肢体不自由	神経内科	関根内科クリニック	蕨市中央三―三一―八	同
高野一成	高野一成	肢体不自由	脳神経外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
鈴木和彦	鈴木和彦	心臓機能障害	循環器科	医療法人健仁会 益子病院	川口市芝中田二―四八―六	同
生天目安英	生天目安英	心臓機能障害	循環器科	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
新浪博	新浪博	心臓機能障害	心臓血管外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
野々山真樹	野々山真樹	心臓機能障害	循環器科	医療法人財団健和会 みさと健和病院	三郷市鷹野四―四九四―一	同
竹中恒夫	竹中恒夫	じん臓機能障害	内 科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
新井学	新井学	じん臓機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
小林竜也	小林竜也	じん臓機能障害	内 科	上尾中央クリニック	上尾市原新町五―一〇	同
田嶋政之	田嶋政之	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	川口工業総合病院	川口市青木一―一八―一五	同
吉永圭吾	吉永圭吾	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	医療法人康麗会 越谷誠和病院	越谷市谷中町四―二五―一五	同
山口茂樹	山口茂樹	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
鳴下憲和	鳴下憲和	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	けやきクリニック	児玉町上里町七本木一〇―一四	同
井坂直秀	井坂直秀	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	みずほ台病院	富士見市西みずほ台二―九―五	同

埼玉県告示第四百七十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日		
吉松 栄彦	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	医療法人積仁会	旭ヶ丘病院	栄クリニク	坂戸市日の出町一六―四五	平	成	十	八	年	十	月	一	
岡本 潔	呼吸器機能障害	医療機関名	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八一	おかもと内科クリニク	本庄市寿二―六―二九	平	成	十	九	年	五	月	一	
関 公一	肢体不自由	医療機関名	狭山神経内科病院	狭山市加佐志六五	北野病院	新座市北野二―一四―八	平	成	十	九	年	八	月	二	一
河原 玲	肢体不自由	医療機関名	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	秩父市立病院	秩父市桜木町八―九	平	成	十	九	年	八	月	一	
石井 栄	じん臓機能障害 心臓機能障害	医療機関名	東松山市立市民病院	東松山市松山二―三―九二	東松山宏仁クリニク	東松山市材木町二―一―五	平	成	十	九	年	八	月	一	
大坪 隆	肢体不自由	医療機関名	小川赤十字病院	比企郡小川町小川一五二五	秩父市立病院	秩父市桜木町八―九	平	成	十	九	年	八	月	一	
氷見 園子	じん臓機能障害	医療機関名	所沢第一病院	所沢市下安松一五五九―一	柳瀬川駅前クリニク	志木市館二―六―一―一ベアクレセント三F	平	成	十	九	年	八	月	二	八
廣澤 等	肢体不自由	医療機関名	順生会病院	春日部市大場二〇―一	医療法人三和会	東鷲宮病院	平	成	十	九	年	九	月	一	
		所在地	春日部市大場二〇―一		北葛飾郡鷲宮町桜田三―九―三										

埼玉県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	所在地	辞退年月日
堀江 正浩	肢体不自由	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五―二〇七	平成十七年九月三十日
伊藤 邦臣	肢体不自由	堀ノ内病院	新座市堀ノ内二―九―三一	平成十九年五月一日
今中 和人	心臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	平成十九年五月一日
竹谷 剛	心臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	平成十九年七月三十一日

藤原 正 肢体不自由音声言語機能障害 医療法人社団協友会 東川口病院

島貫 郁 肢体不自由 そしゃく機能障害 北里研究所メデイカルセンター病院

北本市荒井六一〇〇

川口市東川口二一〇一八 平成十九年 八月 一日

埼玉県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万三千七百八十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

立体駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、一六六台

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 八四台

合計 一、二五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜四 位置 図面省略 収容台数 五〇九台

荷さばき施設の位置及び面積

荷捌き施設一〜三 位置 図面省略 面積 三四七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一〜二 位置 図面省略 容量 六五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口一〜三 位置 図面省略 出入口 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷捌き施設一 二十四時間

荷捌き施設二〜三 午前四時〜翌午前〇時

ト 届出年月日

平成十九年九月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年十月九日から平成二十年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間



平成十九年十月九日から平成二十年二月十二日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百七十八号

小川町から小川都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百七十九号

小川町から小川都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定

により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百八十号

小川町から小川都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

第一九〇〇七五〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月三日

第一九〇〇九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上八ッ林字上耕地

二八―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市山崎町八―二ノースブ

リッサーI 二〇一

志村 英広

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

第一九〇〇七三〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月三日

第一九〇〇九六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山二二四

―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山二二五―二

山口 明宏

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 薄小森線

三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
					四・六二〇六・二九 五・七四〇二・七九	一〇五・〇〇	地方特定道路(維持)整備工事
		秩父郡小鹿野町両神小森字中尾五二六七番一地从前同郡町両神小森字穴倉五二六四番一地从前					

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

有限会社 郊建 代表取締役 北島 隆雄

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年十月九日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正 夫

- 一 許可番号  
平成十八年八月一日  
指令杉整第一八〇〇三三二号  
検査済証番号
- 二  
平成十九年九月二十六日  
杉整第九〇一一一号
- 三  
開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡栗橋町大字北広島字天神裏  
九五一一二、九五二二三  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡栗橋町南栗橋一丁目二一九
- 四

- 一 日時  
平成十九年十月十五日 午前十時
- 二 場所  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
- 三 議題  
埼玉県教育局教育委員会室  
議 題  
当面する教育関係諸問題について

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)